

別紙

久慈地区合同庁舎清掃業務仕様書

当該委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。なお、仕様書中「甲」とは発注者を、「乙」とは受注者を指す。

1 経費の負担

委託業務の経費には、委託業務の遂行に使用する機械、器具及び材料に要する一切の経費を含むものとする。

2 施設及び設備の使用

- (1) 委託業務の遂行に当たり、乙は甲の承認を得て、県の施設及び設備を使用することができる。
- (2) 委託業務の遂行に必要な用水、給湯及び電力は無償で提供するものとする。ただし、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

3 従事者

- (1) 従事者は作業中一定の被服を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は満 18 歳以上の者とする。
- (3) 従事者は事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて行う研修を終了した者とし、清掃について十分経験を有し、かつ本書に定める作業内容を十分に行い得る者を配置すること。
- (4) 従事者は全て身元確実の者とし、作業を行う場合は、機敏に活動するものとする。
- (5) 従事者は作業を終了次第退庁すること。

4 作業時間等

- (1) 作業は 7 時から 16 時までの間に行うこと。
- (2) 作業に当たっては、移動した物は定位置にもどし、建物、設備等に損傷を与えないようにすること。
- (3) 作業上危険を伴う場所については、安全施設又は安全帽等必要な措置をとること。

5 清掃計画及び報告

毎月の清掃計画(実績)表(様式3)は、計画表にあつては前月の 25 日までに提出し、また、実績表にあつては翌月速やかに報告すること。

6 清掃材料等

洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃材料は、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものをを用いること。

7 作業実施に当たっての一般的注意事項

衛生及び火気取り締まりに留意するとともに、委託者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 作業に使用する機械、器具等の取り扱いにより、衝撃、湿気等で備品その他を損傷させないこと。
- (3) 作業用材料として、引火性ガソリン及びベンジン等は、絶対に使用しないこと。

8 作業の一般的仕様

清掃作業は別添清掃作業基準表に記載のと通りの箇所及び周期とし、下記事項に留意のうえ行うこと。

- (1) 作業のため机、椅子、その他物品等を移動又は使用する場合は、ていねいに取扱い、建物、設備等に損傷を与えないように行うこと。
- (2) 水拭きは、常に清潔な水を用い、拭き跡のでないように行うこと。
- (3) 拭き掃除及び埃払は、塵芥飛散しないよう吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属の部分の清掃仕上げは、良質で清掃素材に適した乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックス塗布してつや出し磨きを行うこと。
- (6) 床面、壁面及び階段等に、インク、果汁、油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、汚痕のでないように行うこと。
- (7) トイレットペーパー及び水石鹼の一月の補充量についてまとめたものを翌月に報告すること。
- (8) 紙屑等の中から、廃棄することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは、報告し指示を受けること。
- (9) 扉の取手、廃棄物容器等の消毒に当たっては、それぞれの目的に合った消毒用石鹼、クレゾール石鹼液等を使用すること。
- (10) 金属類の磨きには、磨剤を使用すること。

9 各部分毎の清掃仕様

(1) 床

(日常清掃)

ア 掃除は、塵芥飛散防止のため、フロアブラシを使用し入念に磨くこと。

イ 絨毯類の掃除は、絨毯箒又は、真空掃除機を用い、輕易に移動できる椅子、衝立等は、移動させたうえで行うこと。

ウ アスタイル、プラスチック、リノリューム床等化学建材使用の箇所は、自在箒又は真空掃除機を使用し、その他は堅く絞った水拭きモップで塵芥を取り除き、ワックス塗布のうえポリッシャーをもって磨き出しすること。また、器具を使用できない箇所は、乾いたモップで磨き出しすること。

エ テラゾー、人造研出、クリーンカータイル等は、拭き掃除した後、ポリッシャー又はモップで水洗いし、乾いたモップ又は電気ポリッシャーでつや出しすること。

オ フローリング、フローリングブロック、モザイクバケットブロック等木床面は、乾いた雑巾で拭いた後、油性ワックスを塗布して、電気ポリッシャー又は万能モップでつや出しすること。

カ モザイクタイル及びコンクリート床は、デッキブラシにより水洗いし、残水の滞らぬよう掃除すること。

(2) 壁面、天井

ア 手の届く範囲で塵芥を除き（原則として真空掃除機を使用のこと。）必要部分は雑巾で水拭きすること。

イ 日常手の届かない部分は、脚立等を用いて羽根箒又は電気掃除機で塵芥を除き清潔な水を用いて堅く絞った雑巾で水拭きすること。

(3) 外部サッシ 窓から乾いたモップ、羽根箒又はブラシ等を用いて塵芥を除くこと。

(4) 机、椅子、キャビネット、更衣ロッカー等 乾布又は水拭きにより行うこと。

(5) 湯沸室、台所、洗面所等

ア 流し及びコンロは、洗剤とタワシを用いて水垢を落とし水拭きすること。また、棚等についても同様に行うこと。

イ 湯沸、流し台のコンクリート、モルタル塗りの腰は、水拭きすること。

(6) 手すり、扉、ノブ

ア 乾布又は水拭きにより行うこと。

イ ノブ及び手すりについては、消毒用石鹼等で消毒すること。

(7) 金具

窓、扉、階段及び手洗所金具のうち、地金のものは磨粉で、メッキのものは研磨剤で磨き出し、さらに乾布で拭き光沢を放つように磨きあげること。

(8) 打放しコンクリート類

サンドペーパー又はワイヤーブラシを用い、汚損部分を水洗いすること。なお、作業時は、足場をかけ下部の危険防止に留意すること。

(9) 建物周り 掃き掃除をし、土砂及び溜水を除去すること。

(10) その他

ア 玄関は水洗いすること。

イ 靴拭きマット類は水洗いすること。

ウ 巾木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。

エ 便器は床面清掃の都度、拭き掃除を行うこと。

オ 汚物入れ及び紙屑入れは洗剤を用いて洗浄し、消毒すること。

カ トイレットペーパー及び水石鹼は常に補充しておくこと。

キ 倉庫及び雑品庫は掃除機で吸塵、汚れによっては水拭きをすること。

ク 廊下及び階段等の汚れが著しい場合は、随時、清掃を行うこと。

ケ 指定箇所以外においても、汚れがある場合は、随時、清掃を行うこと。

コ 水石鹼は廃油又は動植物油脂を原料としたものであること。

サ 清掃用器具及びこれらの保管庫について、定期に点検し、必要に応じて整備、取替え等を行うこと。

シ ウイルスによる感染症予防のため、ドアノブ、手すり、窓枠等人が通常触れる箇所及びトイレ設備（洗面台、水道蛇口、便器等）は、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム又は消毒用アルコール（70%程度））により水拭きを行うこと。

10 作業要領の徹底

委託業務の遂行に当たり、従事者に対し本書の内容を周知させるとともに、作業要領等委託業務に必要な事項を教示し及び訓練を行うこと。

11 報告書の提出等

(1) 完了報告書

毎月の清掃業務終了後、業務完了報告書（様式1）を速やかに提出すること。

(2) 清掃作業日誌

毎日の清掃作業後、清掃作業日誌（様式2）を当日中に速やかに提出すること。